



# 山形県公報

平成28年7月15日(金)  
第2763号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……795
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……796
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……800
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……801
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……802
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

### 公 告

- 平成28年度消防設備士講習の実施……………(危機管理課) ……803
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 同……………(同) ……804
- 同……………(同) ……806
- 公示送達……………(収用委員会) ……808

## 告 示

### 山形県告示第678号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ぬくもり	ぬくもり訪問看護ステーション 米沢市立町4339番地	訪 問 看 護	平成28. 7. 7

### 山形県告示第679号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ぬくもり	ぬくもり訪問看護ステーション 米沢市立町4339番地	介護予防訪問看護	平成28. 7. 7

**山形県告示第680号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人朝日ぶなの木会	デイサービスぶなの杜 鶴岡市熊出字東村152番地1	介護予防通所介護	平成28. 6. 30
有限会社ほほえみの里	デイホームなごやか 酒田市光ヶ丘四丁目8番3号	介護予防通所介護	同

**山形県告示第681号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
金山農業協同組合  
代表理事組合長 柴田 義正  
最上郡金山町大字金山456-30
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
小野 正幸 最上郡金山町大字山崎31 玄米、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年7月1日
山谷 大樹 最上郡金山町大字金山864-3 玄米、大豆、そば	同 左	同上	
	五十嵐 勝之 最上郡金山町大字有屋400-2 玄米、大豆、そば	同上	
	長倉 潤 最上郡金山町大字金山字荒屋395 玄米、大豆、そば	同上	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
さがえ西村山農業協同組合  
代表理事組合長 柴田 清志  
寒河江市中央工業団地75

## (2) 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
さがえ西村山農業協同組合 代表理事組合長 古沢 明 寒河江市中央工業団地75	さがえ西村山農業協同組合 代表理事組合長 柴田 清志 寒河江市中央工業団地75	平成28年5月14日

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
武田 亮一 寒河江市船橋町11-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年7月1日
佐藤 知徳 東村山郡中山町大字長崎8043-92 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
山田 和義 寒河江市石持町3-16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
吉田 一男 西村山郡河北町大字吉田48 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
前田 倫一 西村山郡西川町大字大井沢677 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
佐々木 和真 村山市大字河島乙113-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
土田 裕之 寒河江市字道生89 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
鈴木 啓司 西村山郡朝日町大字三中乙248-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
宮林 清 寒河江市新山町66-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
青木 悟 西村山郡河北町西里658 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
山崎 浩 寒河江市丸内二丁目3-10 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
佐藤 長弥 寒河江市南町一丁目2-46 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
半澤 弘典 西村山郡河北町西里2706 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	

山田 博喜 西村山郡河北町谷地ひな市四丁目 6-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
安食 洋祐 西村山郡大江町藤田845-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
工藤 恭裕 寒河江市元町四丁目12-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
渡邊 信太郎 西村山郡河北町谷地ひな市二丁目 6-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
大泉 敏志 寒河江市大字寒河江字古河江29-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
軽部 賢太 寒河江市字下川原110-10 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
結城 真人 西村山郡大江町大字小鉾630-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
清野 睦彦 寒河江市大字柴橋979-12 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
結城 勇次郎 寒河江市大字柴橋858-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
菊地 俊 寒河江市新山町1-3ベルソーA 101 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
飯田 信之 西村山郡西川町大字睦合乙68 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
氏家 俊希 寒河江市大字高屋77 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
江口 隆久 寒河江市大字中郷1739 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
今田 竜乃助 西村山郡河北町田井193 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
矢作 慎吾 東根市鷲ノ森二丁目1-15 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上

片桐 大樹 寒河江市若葉町1-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上
	和田 孝太 西村山郡河北町西里1878 玄米、小麦、大豆、そば	同上

- 3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 余目町農業協同組合  
 代表理事組合長 森谷 要二  
 東田川郡庄内町余目字三人谷地172
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
工藤 久仁男 東田川郡庄内町余目字長畑49 玄米、大麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年4月28日 (農産物検査を行う農産物の種類に係るものについては同年7月1日)
佐藤 隆一 東田川郡庄内町余目字館37 玄米、小麦、大豆、そば		同上	
相蘇 弘道 鶴岡市宝町6-5 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	同上	
佐藤 英樹 東田川郡庄内町廿六木字三ツ車95 玄米、小麦、大麦、大豆	同 左	同上	
吉住 徹 鶴岡市三千刈字藤掛113-7 玄米	吉住 徹 鶴岡市茅原町14-6 玄米、大豆	同上	
大滝 吉幸 東田川郡庄内町跡字梅木84 玄米	大滝 吉幸 東田川郡庄内町跡字梅木84 玄米、大豆	同上	

- 4 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 ラブライス庄内株式会社  
 代表取締役 佐藤 敏  
 鶴岡市美原町26-44
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐藤 敏 鶴岡市美原町26-44 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成28年7月1日
佐藤 佳一 鶴岡市古郡字金清水67 玄米	同 左	同上	
	石田 裕磨 鶴岡市末広町27-11 玄米	同上	

## 山形県告示第682号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11353388814	牛	黒毛和種	美 結 喜	新庄市大字鳥越 字一本松1076番 地	山形県農業総合研究センター 畜産試験場

## 山形県告示第683号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業	福 寿 野 地 区	平成27年6月30日

## 山形県告示第684号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
た め 池 等 整 備 事 業	堤 沢 地 区	平成27年11月30日

## 山形県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
白鷹町土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字畔藤5277番地の2
- 3 認可年月日  
平成28年5月25日

## 山形県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	富 樫 善 弘	酒田市漆曾根字四合田184番地
同	那 須 博 義	飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地
同	杉 山 春 夫	酒田市鶴田字寺の越18番地
同	伊 藤 善 男	同 横代字千代桜55番地
同	佐 藤 光 寿	同 保岡字前田 8 番地
同	池 田 隆	同 芹田字腰巻18番地
同	阿 部 徳 義	同 北平沢字大沢82番地
同	佐 藤 幸 晴	同 藤塚字元和里84番地内 1 号
同	伊 藤 隆 規	同 米島字宮の前38番地
監 事	阿 部 甚 一	飽海郡遊佐町豊岡字家ノ中瀬22番地
同	佐 藤 貢	酒田市本楯字新田目41番地
同	今 井 正 彰	同 牧曾根字西興野 5 番地

## 山形県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、日向川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	富 樫 善 弘	酒田市漆曾根字四合田184番地
同	那 須 博 義	飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地
同	杉 山 春 夫	酒田市鶴田字寺の越18番地
同	伊 藤 善 男	同 横代字千代桜55番地

同	佐藤光寿	同	保岡字前田8番地
同	池田隆	同	芹田字腰巻18番地
同	佐藤幸晴	同	藤塚字元和里84番地内1号
同	伊藤隆規	同	米島字宮の前38番地
同	安藤講治	同	寺田字横枕112番地の1
監事	佐藤貢	同	本楯字新田目41番地
同	今井正彰	同	牧曾根字西興野5番地
同	石黒藤衛	同	千代田字外野39番地

**山形県告示第688号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月15日から同年28日まで縦覧に供する。  
 平成28年7月15日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 最上西公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字大堀字白山下450番から 同 大堀1354番まで	旧	9.7メートル } 6.0	50メートル
同 上		40.5メートル } 7.5	同 上
同 上	新	9.7メートル } 6.0	同 上

**山形県告示第689号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成28年7月15日から同月28日まで縦覧に供する。  
 平成28年7月15日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 最上西公園線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字大堀字白山下450番から  
同 大堀1354番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年7月15日

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 講習の日時及び場所

場 所 区 分	山形国際交流プラザ（山形市平久保100番地）	山形県消防学校（東田川郡三川町大字横山字堤27番1）
警報設備講習	平成28年10月11日（火） 午前9時15分から午後5時まで	平成28年10月6日（木） 午前9時15分から午後5時まで
消火設備講習	平成28年10月12日（水） 午前9時15分から午後5時まで	
避難設備・ 消火器講習	平成28年10月13日（木） 午前9時15分から午後5時まで	

### 2 講習受講対象者

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の17第1項及び第2項の規定により講習を受けなければならない消防設備士

### 3 受講手続

受講申請書を平成28年8月18日（木）から同年9月2日（金）までの間に山形市鉄砲町二丁目19番68号山形県村山総合支庁附属棟一般社団法人山形県消防設備協会に提出すること。

### 4 その他

詳細については、環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課（電話023(630)2229）又は一般社団法人山形県消防設備協会（電話023(629)8477）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに寒河江市役所において平成28年11月15日まで縦覧に供する。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ寒河江プラザ店

寒河江市大字寒河江字横道65番1外

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株 式 会 社 し ま む ら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	野 中 正 人
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ 薬 品	山形市あこや町三丁目8番9号	山 澤 廣
株 式 会 社 丹 野 園 茶 舗	西村山郡河北町大字溝延535番地2	丹 野 慎 也

未	定	
---	---	--

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマザワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭
株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目9番3号	山 澤 廣
株式会社デンコードーエンタテインメント	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	井 上 公 延
未	定	

## 3 変更年月日

- (1) 株式会社ヤマザワ薬品に係るもの 平成28年4月25日  
(2) 株式会社デンコードーエンタテインメントに係るもの 平成28年6月1日

## 4 届出年月日

平成28年6月21日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年11月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において平成28年11月15日まで縦覧に供する。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外

## 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似 鳥 昭 雄
株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	木 村 一 義
株式会社ベストウイング	新庄市大字鳥越1496番地の34	青 柳 富 士 男

株式会社ロック	鶴岡市大宝寺町3番51号	金子正幸
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋友良

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	白井俊之
株式会社コジマ	栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号	木村一義
株式会社ベストウイング	新庄市大字鳥越1496番地の34	澤邊学
株式会社ロック	鶴岡市大宝寺町3番51号	金子正幸
ゼビオホールディングス株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋友良
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	森田俊作

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	似鳥昭雄
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	大原孝治
ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋友良
株式会社ベストウイング	新庄市大字鳥越1496番地の34	青柳富士男
ヴィクトリィ・オート株式会社	鶴岡市大宝寺字日本国52番地3	斎藤祥雄

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	白井俊之
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	大原孝治
株式会社ベストウイング	新庄市大字鳥越1496番地の34	澤邊学
ゼビオホールディングス株式会社	福島県郡山市朝日三丁目7番35号	諸橋友良
未 定		

株式会社セブン-イレブ  
ン・ジャパン

東京都千代田区二番町8番地8

古 屋 一 樹

## 3 変更年月日

## (1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 株式会社ニトリに係るもの 平成28年5月13日
- ロ 株式会社ベストウイングに係るもの 平成28年4月1日
- ハ ゼビオホールディングス株式会社に係るもの 平成27年10月1日
- ニ 大和リース株式会社に係るもの 平成28年6月30日

## (2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ニトリに係るもの 平成28年5月13日
- ロ 株式会社ベストウイングに係るもの 平成28年4月1日
- ハ ゼビオホールディングス株式会社に係るもの 平成27年10月1日
- ニ 株式会社セブン-イレブン・ジャパンに係るもの 平成29年3月1日

## 4 届出年月日

平成28年6月30日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年11月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において平成28年11月15日まで縦覧に供する。

平成28年7月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号  
代表取締役 白井俊之  
株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号  
代表取締役 木村一義  
株式会社ベストウイング 新庄市大字鳥越1496番地の34  
代表取締役 澤邊学  
株式会社ロック 鶴岡市大宝寺町3番51号  
代表取締役 金子正幸  
ゼビオホールディングス株式会社 福島県郡山市朝日三丁目7番35号  
代表取締役 諸橋友良  
大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
代表取締役 森田俊作

## 3 変更する事項

## (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 13,737平方メートル

- (変更後) 15,086平方メートル
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- イ 駐車場の位置及び収容台数  
(変更前) 1,114台（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 1,164台（位置については縦覧に供する図面のとおり）
  - ロ 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) 378.15平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 459.87平方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
  - ハ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) 285.66立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 306.12立方メートル（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ニトリ	午前10時	午後8時
株式会社ドン・キホーテ	終日営業	
ゼビオ株式会社	午前8時	午後9時
株式会社ベストウイング	午前10時	午後8時
ヴィクトリィ・オート株式会社	午前8時	午後8時

(変更後)

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ニトリ	午前10時	午後8時
株式会社ドン・キホーテ	終日営業	
ゼビオホールディングス株式会社	午前8時	午後9時
株式会社ベストウイング	午前10時	午後8時
未定	午前9時	午後8時
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	終日営業	

- ロ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) 18か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）  
(変更後) 20か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日  
平成29年3月1日
- 5 届出年月日  
平成28年6月30日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成28年11月15日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

平成28年7月15日

山形県収用委員会

会長 浜田 敏

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による下記の書類は、当収用委員会事務局（山形県県土整備部県土利用政策課内）に保管してあるので、送達を受けるべき者にいつでも交付する。なお、当該書類を受領しないときは、平成28年8月2日の経過をもって通知があったものとみなされる。

## 1 事件名

高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線新設工事（山形県東置賜郡高畠町大字深沼字烏柳地内から同町大字深沼字中谷地地内まで及び南陽市川樋字丸山地内から上山市金瓶地内まで）に係る収用裁決事件

## 2 通知すべき書類の名称

平成28年6月14日付けで裁決した裁決書の正本

## 3 通知を受けるべき者

上山市小穴字小穴沢山1796番4、同番10、同番11、同番12及び同番13の土地所有者

氏名	住所
今野 昭助	不明 ただし、職権消除前の戸籍附票上の住所 東京都府中市宮町一丁目27番地の4
今野 八郎	不明 ただし、戸籍附票上の住所 ブラジル
吉田 龍比古	不明 ただし、戸籍附票上の住所 千葉県千葉市中央区蘇我5丁目42番2号F. I. S 蘇我寮216号
木村 助太郎	不明
高橋 清助	不明
里見 幸雄	不明 ただし、職権消除前の戸籍附票上の住所 東京都八王子市鹿島8番地2-308
加藤 與平治	不明 ただし、土地登記（記録）上の住所 上山市阿弥陀地53番地
加藤 しめ	不明 ただし、土地登記（記録）上の住所 上山市阿弥陀地25番地
大場 太三郎	不明 ただし、土地登記（記録）上の住所 上山市小穴65番地